

国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員就業規則を次のとおり改正する。

現行	改正	
<p>本則</p> <p>第3章 給与 (給与)</p> <p>第24条 特定有期雇用職員の給与については、<u>国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員給与規程</u>に定める。</p> <p>第15章 福利厚生 (社会保険等)</p> <p>第55条 特定有期雇用職員の社会保険については、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) <u>及び</u>雇用保険法(昭和49年法律第116号)の定めるところによる。</p>	<p>本則</p> <p>第3章 給与 (給与)</p> <p>第24条 特定有期雇用職員の給与については、<u>国立大学法人東京農工大学年俸制給与の適用に関する規程</u>に定める。</p> <p>第15章 福利厚生 (社会保険等)</p> <p>第55条 特定有期雇用職員の社会保険については、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) <u>又は健康保険法(大正11年法律第70号)</u> <u>及び</u>雇用保険法(昭和49年法律第116号)の定めるところによる。</p>	

附 則 (規程第9号)

- この規則は、平成26年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 改正後の第24条の規定は、施行日以降に採用される者に適用し、施行日の前日から引き続き在職する者については、改正前の第24条の規定の適用を受けるものとする。